

建設産業委員会 会議録（要点筆記）

令和4年12月13日

午前 9時30分 開会

午前10時51分 閉会

場所：委員会室

○岩田玲子委員長

ただ今から、建設産業委員会を開会します。議事を行います。議案第74号「令和4年度半田市一般会計補正予算第8号中、当委員会に分割付託された案件について」議案第75号「令和4年度半田市乙川中部土地区画整理事業特別会計補正予算第1号」議案第76号「令和4年度半田市JR半田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算第1号」議案第81号「令和4年度半田市下水道事業会計補正予算第2号」は、関連がありますので一括議題とします。当局の補足説明を求めます。

○竹内正観光課長

議案第74号令和4年度 半田市一般会計補正予算第8号中、観光課所管分について補足説明いたします。議案書 中段の6款商工費、1項商工費、4目観光費の観光施設費におけるアイブラザはんだ管理運営事業の施設指定管理事業補助金の496万9千円及び半田赤レンガ建物管理運営事業の、施設指定管理事業補助金385万2千円の追加は、燃料価格高騰の影響を受ける公共施設の指定管理者に対し、施設運営に支障が生じることの内容、光熱費に対する財政的な支援を実施するもので、と当方が所管するアイブラザはんだのガス料金、電気料金及び半田赤レンガ建物の電気料金に対しても実施いたします。補助金の額については、今年度の指定管理料における光熱費の予算額から支出見込み額を差し引いた不足額を計上しています。今年度の光熱水費の支出見込み額の算出方法はガス料金は9月分、電気料金は10月分までの実績値を前年度同月比較して、各月の単価上昇率を求めたうえで、各月単価上昇率の前月からの伸び率を加味して、年度後半の料金を試算し、年度前半の料金の実績額を合計して、年間の光熱水費支出見込みを算出しています。なお、当該補助金については、年度末に光熱費決算額と精算するものとし、余剰分は返還するものとし、説明は以上です。

○太田敦之環境課長

議案第74号、令和4年度 半田市一般会計補正予算第8号中、環境課所管分について補足説明いたします。議案書中段の4款衛生費、2項清掃費、2目ごみ処理費3,377万円の増額は、すべて10節需用費の増額であります。説明欄、中段の

02ごみ収集処理事業費中の光熱水費1,564万5千円の増額は、リサイクルセンター及び汚水処理場の電気料金が当初見込より原油価格高騰に伴い増加したことや、使用量が見込みより多かったことによる不足分を増額したいとするものです。また、その下、10ごみ減量対策事業費中の消耗品費1,812万5千円の増額は、指定ごみ袋、資源袋の単価上昇分及び追加にて購入する費用となります。当初予算では概ね1年分間の販売予定数を見込んでいましたが、令和3年度中に在庫分をすべて販売してしまったことを受け、改めて本年度中に約3か月分の在庫をストックするための費用を増額するものです。補足説明は以上です。

○佐藤健嗣土木課長

続きまして、土木課所管分につきまして説明させていただきます。議案書の7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費、18節負担金、補助金及び交付金19万9千円の追加は、衣浦大橋左折専用橋の工事が、愛知県において、本年度内完成を目指して進められており、工事も順調に進捗していることから、開通見込み時期に合わせ、高浜市と半田市と共同で、開通式を実施するものです。財源として、歳入のうち、21款諸収入、6項雑入、1目雑入、6節土木費雑入19万9千円の追加は、先程ご説明しました、衣浦大橋左折専用橋の開通式を実施するにあたり、愛知県及び知多地区の市町で構成された知多建設協議会からの補助金です。なお、お手元の建設部委員会資料の1ページに資料を添付しております。説明は以上です。

○田中秀則都市計画課長

続きまして、都市計画課分につきまして、補足説明させていただきます。歳出のうち、7款土木費、5項都市計画費、4目公園費、14節工事請負費の50万円の追加は、公園等整備工事です。下段の公園費寄附金をご覧ください。公園整備のため、上中建築株式会社様より頂いた寄附金で、鴉根史跡公園を訪れる方に、この公園がかつて榊原弱者救済所のあった場所であることを分かりやすくするため、公園の入り口へ案内看板を設置するものであります。なお、鴉根史跡公園の位置図をお手元の建設部委員会資料に添付しております。説明は以上です。

○田中賢建築課長

建築課所管分の説明はありません。

○村瀬浩之建設部長

続きまして、議案第75号 半田市乙川中部土地区画整理事業特別会計補正予算第1号について、補足説明させていただきます。最下部の4款1項1目繰越金4,654万9千円の追加は、1節繰越金であります。これは令和2年度から令和3年度に繰り越した区画整理工事及びご線橋工事負担金のうち、工事請負費等の確定により不要となった繰越金について、財務会計上令和3年度においては、繰り越した目的以外に流用して使用することができませんので、余剰金として整備されており、これを処理するために今回、前年度繰越金として新たに4,654万9千円を増額するものであります。繰越明許費についてです。乙川中部土地区画整理事業で、繰り越しをお願いする金額は、1億4,550万円です。これは、令和4年度に予定していた物件移転について、補足資料に記載の箇所において、権利者との交渉に時間を要したため、年度内の完了が見込めなくなったものであります。来年度は引き続き、都市計画道路環状線の道路整備の進捗に努めます。以上で説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

続きまして、議案第76号令和4年度半田市JR半田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算第1号について補足説明させていただきます。JR半田駅前土地区画整理事業で、繰越しをお願いする金額は、6億2,127万7千円ですが、これは、物件移転となる権利者との調整に時間を要していることにより、物件移転補償及び、の移転完了後に施工する区画整理工事や水道管など占用物の移設工事の年度内での完了が見込めなくなったことによるものです。計画では、令和7年度末の物件移転完了、令和9年度末の工事完了を目指し事業進捗を図っているところで、この繰越による事業スケジュールへの影響はありません。以上で、説明を終わります。

○広瀬恒次下水道課長

議案第74号 令和4年度半田市一般会計補正予算第8号のうち、下水道課の所管分と、議案第81号 令和4年度半田市下水道事業会計補正予算第2号について、一括して補足説明させていただきます。補正の内容は、人事異動や新陳代謝などによる、給料・手当等の増減、排水ポンプ場・排水機場の電力料の増額及び、公共污水ます設置工事費の増額でございます。詳細につきまして、3目 雨水ポンプ場費の補正額973万8千円のうち、199ページにあります動力費973万7千円、4目 排水機場費の補正額177万7千円は、ポンプ場や排水機場における電気料金の値上げと、今年度7月の集中豪雨により、ポンプ場・排水機場の稼働状況が著しく増加したことによる、電気の基本料金の増額でございます。1目 汚水整備事業費の補正額3,305万8千円のうち、工事請負費3,291万1千円は、人件費や材料費等の値上げに加え、今

年度上半期におけるお客様からの「公共汚水ます設置申請」件数が、当初想定より多かったことによる、公共汚水柵設置工事費の増額でございます。一般会計からの繰出金ですが、7款土木費 3項 河川費 4目 市営排水機場費の補正額177万7千円と、48・49ページをお願いします。7款土木費、5項都市計画費、3目公共下水道費の補正額マイナス606万7千円は、下水道事業会計への繰出金となります。補足説明は以上です。よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○岩田玲子委員長

補足説明は終わりました。ただいまから質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

○鈴木健一委員

全体的な話ですが、光熱水費の上昇が多く、これは、全国的な物価高に起因するものでよろしいですか。

○竹内正観光課長

その通りです。全国的な傾向の中で、大きな公共施設は、予算の増額を要求しています。全庁的な対応です。

○太田敦之環境課長

クリーンセンターについては、令和3年度から4年度に新しく、焼却場を閉じ、リサイクルセンターに代わりましたが、その際、電気量が落ちる見込みであったため、予算を減額しましたが、焼却棟の中にあるエアコンや排水用コンプレッサーを現在も継続して使用していますが、その予算計上を予算要求時に見落としていたため、その分も増加した一因となっています。

○岩田玲子委員長

他にご質疑はありませんか。

【「なし」との声あり。】

○岩田玲子建設産業委員長

ないようですので、これで質疑を終わります。お諮りします。ただ今から討論を省略して、採決に入ります。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○岩田玲子委員長

ご異議なしと認めます。ただいまから採決を行います。始めに、議案第74号中当委員会に分割付託された案件についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○岩田玲子委員長

ご異議なしと認めます。よって、議案第74号中当委員会に分割付託された案件については、原案のとおり可決しました。

○岩田玲子委員長

次に、議案第75号についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○岩田玲子委員長

ご異議なしと認めます。よって、議案第75号については、原案のとおり可決しました。

○岩田玲子委員長

次に、議案第76号についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○岩田玲子委員長

ご異議なしと認めます。よって、議案第76号については、原案のとおり可決しました。

○岩田玲子委員長

次に議案第81号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○岩田玲子委員長

ご異議なしと認めます。よって、議案第81号については、原案のとおり可決しました。

○岩田玲子委員長

次に議案第80号、令和4年度半田市水道事業会計補正予算第2号を議案とします。当局の補足説明を求めます。

○奥田陽一上水道課長

今回の変更については、人事異動などによる給料、手当及び電気代の高騰などによる光熱費の増加によるものです。補足説明は以上です。

○岩田玲子委員長

補足説明は終わりました。ただいまから質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

【「なし」との声あり。】

○岩田玲子委員長

ないようですので、これで質疑を終わります。お諮りします。ただ今から討論を省略して、採決に入ります。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり。】

○岩田玲子委員長

ご異議なしと認めます。ただいまから採決を行います。本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり。】

○岩田玲子委員長

ご異議なしと認めます。よって、議案第80号については、原案のとおり可決しました。次に、議案第88号半田市手数料条例の一部改正についてを議題とします。当局の補足説明を求めます。

○田中賢建築課長

議案第88号「半田市手数料条例の一部改正について」、補足してご説明させていただきます。議今回の改正は、「都市の低炭素化の促進に関する法律」及び「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の施行規則の改正が行われ、「低炭素建築物新築等計画認定」と「建築物エネルギー消費性能向上計画認定」の申請区分が見直されたことから、手数料条例の改正を行うものです。対象となりますのは、資料中央の4つの申請、

低炭素と建築物エネルギー消費の本申請と変更申請ですが、それぞれ民間の確認機関が審査する場合と市が審査する場合のふたとおりがありますので、8か所について同様の語句などの修正を行うものです。具体的には、認定申請において共同住宅等で選択が可能であった「住戸のみ」のものを廃止いたします。次に語句の修正で、「建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもの」を「建物全体又複合建築物の住宅部分に係るもの」に改めます。最後が、「複合建築物の非住宅部分に係るもの」の追加するものです。以下、同様の整理を7か所及び備考欄について行うものです。

○岩田玲子委員長

補足説明は終わりました。ただいまから質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

○鈴木健一委員

これによって市民にどのような影響がありますか。

○田中賢建築課長

必要に応じて申請いただく形になります。今回は共同住宅の申請の区分の仕方の整理をする形になりますので、手続きについて変更になることはありません。

○岩田玲子建設産業委員長

他に、ご質疑ありませんか。

【「なし」との声あり。】

○岩田玲子委員長

ないようですので、これで質疑を終わります。お諮りします。ただ今から討論を省略して、採決に入ります。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり。】

○岩田玲子委員長

ご異議なしと認めます。ただいまから採決を行います。本案は原案のとおり可とすることに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり。】

○岩田玲子委員長

ご異議なしと認めます。よって議案第88号については、原案のとおり可決しました。

○岩田玲子委員長

次に、議案第89号、半田市営住宅条例の一部改正についてを議題とします。当局の補足説明を求めます。

○田中賢建築課長

補足説明はありませんが、本日の建築課資料として条例の新旧対照表を配布させていただいておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。以上です。

○岩田玲子委員長

補足説明は終わりました。ただいまから質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

○國弘秀之副委員長

今回の条例改正の目的は何ですか。

○田中賢建築課長

現行の入居契約は、入居期間の定めがなく、入居後の収入増加等により、入居資格を満たさなくなった入居者が、退去せず入居し続けていることが課題となっています。条例改正により、新規入居時の入居契約において、入居期間を定め、契約更新時に入居資格の確認を行い、資格を満たさない入居者との契約更新を行わないことで、限りある市営住宅を真に住宅に困窮する人に供給できるよう整備することが目的です。

○國弘秀之副委員長

未払い家賃が問題であるため、今回の改正を行ったわけではないということですか。

○田中賢建築課長

主たる目的は、未払い家賃の問題ではありませんが、契約の期間を定めることによって、未払い家賃にも影響があると考えています。

○鈴木健一委員

1人でいる高齢者の方が住めなくなってしまう可能性がある中で、同居親族がいることを

入居資格とする理由は何ですか。

○田中賢建築課長

市営住宅の多くは、家族での入居を前提とした間取りとなっているためです。ただし、申し込みがなかった場合は、単身世帯に対しても募集を行っています。

○鈴木健一委員

市営住宅には、福祉的な側面がある一方で、市税を滞納していないことを入居資格にしており、市税を払えない低所得者世帯など、真に住宅に困窮する人が入居できなくなることを危惧しています。この入居条件はなくした方がよいのではと考えていますが、いかがですか。

○田中賢建築課長

市営住宅を適正に管理していくために、市税等の滞納をしていないことを入居の資格としていますので、更新のタイミングで資格を外すことは考えておりません。ただし、滞納があっても、分割で納付を行うなど、納付の意思がある方については、個別の事情を配慮して、柔軟に対応していきたいと考えています。

○坂井美穂委員

今回対象者が新規入居者とのことですが、例えば現在家族で入居されていて、名義人の方がなくなられて、家族が名義変更の手続きを行う場合には、新規入居者の扱いになるのでしょうか。

○田中賢建築課長

途中で家族構成が変わる場合は、既存の契約の変更という扱いになります。

○岩田玲子建設産業委員長

他に、ご質疑ありませんか。

【「なし」との声あり。】

○岩田玲子委員長

ないようですので、これで質疑を終わります。お諮りします。ただ今から討論を省略して、採決に入ります。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり。】

○岩田玲子委員長

ご異議なしと認めます。ただいまから採決を行います。本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり。】

○岩田玲子委員長

ご異議なしと認めます。よって議案第89号については、原案のとおり可決しました。

○岩田玲子委員長

次に、議案第90号、半田市下水道条例の一部改正についてを議題とします。当局の補足説明を求めます。

○広瀬恒次下水道課長

続きまして、議案第90号「半田市下水道条例の一部改正について」お配りした資料をもとに補足説明いたします。本市の下水道事業のうち汚水事業につきましては、下水道を使用するお客様から使用料を頂いて運営をしておりますが、現在のところ、市の一般会計からの多額な繰入金を受け入れての運営となっております。このことを踏まえまして、令和2年8月から令和3年1月にかけて計5回の「下水道使用料審議会」を開催し、「下水道使用料による自立経営を達成するため、下水道使用料を改定すべき」との答申を受けて、条例の一部を改正したいとするものです。表中のとおり、基本使用料は450円から600円へ150円の増加額、従量使用料は排出量により6段階に分けられ、改定後の金額は1ヶ月当たり税抜きで、1立方メートル当たり60円から250円で、10円から20円の増加額となっています。なお参考までに、平均的な一般家庭の例として、下段の表のように比較をしました。1ヶ月あたり20立方メートルを使用した場合ですと、改定前では1850円であったところ、改定後では2250円となり、400円増加いたします。同様に30立方メートルでは3000円から3550円へ550円の増加額となります。

住民説明会の開催についてですが、令和4年7月から8月にかけて計6回の住民説明会を開催し、「改定内容・改定の必要性・下水道事業の現状や経営状況」などについてご説明しました。新使用料の適用時期ですが、2ヶ月に1回の検針でございますので、新料金の適用は、4月から2ヶ月後の6月検針の分から新料金へと移行する計画です。なお、令和5年4月1日以降に、新築等で下水道使用を開始された世帯は、4月・5月の検針であっても新料金となっております。条文の新旧対照表を添付しておりますので、

ご参照をお願いいたします。説明は以上です。

○岩田玲子委員長

補足説明は終わりました。ただいまから質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

○鈴木健一議員

値上げの金額の根拠を教えてください。

○広瀬恒次下水道課長

今回の料金の改定は、下水道事業にかかる経費回収率を現在の77%から90%に引き上げること为目标に行うものです。従量料金も加味した上で基本料金を設定し、水量に応じた従量使用単価の増加額を平準化して改定額を算出しています。

○鈴木健一議員

値上げによる2億円収入増の効果を教えてください。

○広瀬恒次下水道課長

一般会計からの繰入金として、約23億円ほどありますが、その中で下水道使用料で賄うべき金額は3.6億円です。今回はそのうち2億円分を補填したいとするものですので、効果はあると考えています。

○鈴木健一委員

全国的な物価高の中で、今、条例を出すことによる市民への影響をどのように考えていますか。

○大松季也水道部長

今回の件は、下水道事業そのものを健全に運営するために行うもので、市民への影響を考える際には、下水道事業としてではなく、市として、どのような支援をすべきか検討するものになると思います。値上げの時期に何らかの支援策が必要であると判断される場合は、その時点で市として検討する可能性はあります。

○坂井美穂委員

下水道の水道料金は、上水道の水道料金と併せて請求が来るということで間違いのないで

すか。

○広瀬恒次下水道課長

その通りでございます。

○坂井美穂委員

令和5年4月分の使用料について、3月分、4月分で請求される地域は、旧使用料が適用され、4月分、5月分で請求される地域は、新使用料が適用されるとのことですが、地域によって、4月分の使用料単価が変わることをどのように考えていますか。

○大松季也水道部長

現在半田市では、市内を2地区に分け、2か月に1度、検針、使用料請求を行っています。本案の経過措置は、施行日以前から使用していたお客様に不利益が生じないよう、国の消費税変更時等の措置に準じているため、ひとつの地区の4月分が旧料金となるものです。効率的な検針、使用料徴収を実施しているために生ずるものではありませんが、地区によって4月分の使用料に違いが生じることについては、大切な課題であると認識しています。

○坂井美穂委員

現在の請求方法の仕様上、どうしてもどこかで線引きをするしかないと思うので、不公平感に対する納得できる説明を用意していただきたいと思います。

○大松季也水道部長

期間を伴う契約についての措置は、国の、例えば消費税率の移行の際の措置に合わせる事が妥当であるという検討をしまして、今回も旧料金を含む料金については旧料金、含まないものについては新料金でという国の移行措置に準じて行いました。

○新美保博委員

偶数月と奇数月に請求月を分けるのは、市役所の事務的都合によるものだと思いますが、請求月を一緒にしておかないから、こういった不公平が起きるのではないのでしょうか。

○大松季也水道部長

やろうと思えば、4月に検針をすべて行うこともできますが、そこにかかる経費をかけるよりは、今の効率的な検針の仕方が良いと考えています。

○新美保博委員

経費が掛かるからと言って、半数の市民に不公平感を持たせるのは、違うのではないかと思います。使用料をあげるなら、公平に上げるべきではないかと思います。

○大松季也水道部長

値上げについては、この方法で行いたいと思いますが、市民にどうぞ理解いただくかということについては、少し整理させていただきたいです。

○新美保博委員

確認ですが、今回の条例改正により、市民から徴収する額が変わってくるのは、市民を2分するという理解でよろしかったですか。

○大松季也水道部長

移行時の1月の差は、不利益にならないということで、ご納得をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○岩田玲子建設産業委員長

しばらく休憩します。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時44分

○岩田玲子建設産業委員長

委員会を再開します。ほかにご質疑ありませんか。

○坂井美穂委員

令和5年4月1日以降から下水道使用料を引き上げますというのは、内容と齟齬があると思うので、今の状態を活かすならこれを6月検針分からという風に変更するべきではないでしょうか。

○大松季也水道部長

4月以降に使いただいた方の新料金の適用についてのつじつまが合わなくなってしまうため、この表記となっています。

○坂井美穂委員

先ほどの、国の制度に準ずるという説明をしっかりといただければ、理解していただける内容であると思うので、そこの説明にしっかりと取り組んでいただけたらと思います。

○岩田玲子建設産業委員長

他に、ご質疑ありませんか。

【「なし」との声あり。】

○岩田玲子委員長

ないようですので、これで質疑を終わります。お諮りします。ただ今から討論を省略して、採決に入ります。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり。】

○岩田玲子委員長

ご異議なしと認めます。ただいまから採決を行います。本案は原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手をお願いします。

【賛成委員挙手】

○岩田玲子委員長

挙手多数です。よって議案第90号については、原案のとおり可決しました。次に、議案第92号「半田乙川中部土地区画整理事業に伴う乙川浜田こ線橋新設工事に関する変更協定の締結について」についてを議題とします。当局の補足説明を求めます。

○村瀬浩之建設部長

議案第92号について、補足説明させていただきます。本協定は、都市計画道路環状線がJR武豊線をまたぐ、こ線橋新設工事において、営業線路に影響を及ぼす工事施行部分を、東海旅客鉄道株式会社へ委託するものであり、当初平成25年9月議会においてご議決いただき協定を締結し、その後、協定期間の延伸および増額のため、平成28年6月議会および令和2年3月議会に諮り、変更協定を締結しているところであります。今回の変更は、工事完了の目途が立ったため、JR東海と工事施工業者の間で交わした工事請負契約に合わせて、工事負担金額を減額するものです。以上で説明を終わります。よろしく、ご審査いただきますようお願いいたします。

○岩田玲子委員長

補足説明は終わりました。ただ今から質疑を行います。ご質疑ありませんか。

【「なし」との声あり】

○岩田玲子委員長

ないようですので、これで質疑を終わります。お諮りします。ただ今から討論を省略して、採決に入ります。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○岩田玲子委員長

ご異議なしと認めます。ただ今から採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○岩田玲子委員長

ご異議なしと認めます。よって、議案第92号は、原案のとおり可決しました。以上で、当委員会に付託されました議案は、審査を終了しました。なお、委員長報告は、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○新美保博委員

委員長報告について作成はお任せしますが、発表の前に一度内容を確認させてください。

○岩田玲子委員長

それでは、作成できましたら委員の皆様にご確認をいただくようにします。その他で何かございましたらお願いします。

【「なし」との声あり。】

○岩田玲子委員長

ないようですので、以上をもちまして、建設産業委員会を閉会します。

閉会 午前10時51分